

随意契約理由

工事名称：大阪府立藤井寺高等学校屋内消火栓設備改修工事

令和 7 年 10 月に竣工した受水槽改修その他工事において、消火設備である消火ポンプを改修したが、放水試験を実施したところ対象工事範囲外で漏水していることが判明した。

漏水箇所について、受水槽改修その他工事の施工業者が目視できる範囲で調査を行ったところ、地中の一部で漏水していることが分かった。

消火設備は火災発生時における初期消火活動に不可欠な設備であるが、埋設配管で漏水していることから、本校の消火設備は、消火ポンプを起動しても規定の放水圧力に達しておらず、初期消火活動に重大な支障をきたしている。

また、所管の消防署からも消火設備の不備については人命に関わることから早急に改修を行うよう指示があった。

本校には多くの生徒と教職員が在籍（約 770 人）しており、現在、火災発生の未然防止のため、校内巡回の実施を行うなど防災体制の強化を図っているが、万が一の火災時において迅速な消火活動が困難となる恐れがある。

いつ発生するかわからない火災発生時に生徒及び教職員の生命や身体の安全確保に万全を期するため、早急に屋内消火栓設備の改修工事が必要となる。

上記の理由により屋内消火栓設備改修工事は急迫を要しており、競争入札等の手続きを経る時間的余裕がないことから、当該設備の改修工事について実績があり迅速に対応が可能な若林設備工業株式会社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号により随意契約を行うものとし、比較見積書を省略するものである。

<地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号>

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。